

# 学校いじめ防止基本方針

〈新潟市立潟東小学校〉

平成28年4月1日 策定  
令和2年4月1日 改訂

## I いじめの防止等に向けた基本的な姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

## II いじめの防止等のための基本方針

### (1) いじめの防止

いじめを生まない人間関係づくり・学校風土づくりを進めることで、いじめの防止に努める。

### (2) いじめの早期発見

日常の観察や「学校生活アンケート（いじめアンケート）」、教育相談体制の充実などを通じて、いじめの早期発見に努める。アンケートは、複数の教職員で即日、記入内容を確認する。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知した場合には、迅速に「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、いじめに対する組織的な対応を進める。重大な事案が発生した場合には、「いじめ対策委員会」の臨時会議を開催し、保護者・関係機関等との連携を図りながら組織的に対応する。

重大事態と判断した場合は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

(別紙「いじめ発生時の対応マニュアル」参照)

## III いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 「潟東小 いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等の課題に対して、教職員、スクールカウンセラー、地域の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に解決に向けて取り組むことを目的として、「いじめ対策委員会」を設置する。

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめの疑いに係る情報があった場合は、校内いじめ対応ミーティングの結果を受け、保護者と連携を図りながら迅速に対応を検討する。また、必要に応じて地域委員を含めて情報を共有するとともに、対応の方針や内容を決定し、組織的に対応する。

#### 【対策委員の主な役割】

- ア 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・共有
- エ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

### (2) 「潟東中学校区いじめ防止連絡協議会」の設置

潟東地区の青少年育成協議会と小・中学校（校長・生活指導主任・PTA会長）が連携し、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを目的として、「潟東中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。

# 【いじめ発生時の対応マニュアル】

## 組 織

### 校内いじめ対応ミーティング

○管理職，生活指導主任，該当児童の担任等

### 潟東小 いじめ対策委員会

○校長，教頭，教務主任，生活指導主任，養護教諭，該当児童の担任等

- ・自治会長・P T A正副会長・学校運営協議会委員・民生児童委員・学校医
- ・学校歯科医・地域教育コーディネーター・駐在所長・スクールカウンセラー

### 潟東中学校区いじめ防止連絡協議会

○青少年育成協議会 ○校長，生活指導主任，P T A会長

## いじめ発生時の対応の流れ

### いじめの疑いに係る情報

- ・日常の観察
- ・被害児童，加害児童，周りの児童からの聞き取り
- ・学校生活アンケート【年3回】（いじめアンケート）

### 校内いじめ対応ミーティング

情報の収集と事実関係の整理・共有

全職員の  
情報共有

### 児童の問題行動

- ・保護者からの聞き取り
- ・地域での様子に関する情報収集

重大事態  
発生

### いじめ対策委員会

対応の方針・内容の決定，迅速かつ組織的な対応

保護者への  
説明

- ・経過や今後の方針を丁寧に伝える。

※関係機関と連携し，必要に応じてカウンセリング等を行う。

本人への  
心のケア

- ・本人の話をよく聴いて，不安を取り除くようにする。

全児童への  
指導

- ・いじめを受けた人の心の痛みを理解させ，今後の生活の仕方を考えさせ，自己決定させる。

教育委員会

指導・支援を受ける

### 想定される重大事態

- 児童がいじめを受けたことにより，
- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - いじめにより児童が相当の期間（目安は年間30日），学校を欠席されることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※いじめ事案については，全て低・中・高レベル指標に照らして把握し，事後観察（目安は3か月）を丁寧に行う。